

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成26年7月2日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成26年7月2日(木) 午後1時00分～午後3時25分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 竹 井 道 男
副 部 会 長 服 部 孝 規
部 会 員 西 川 憲 行 高 島 真 尾 崎 邦 洋
中 崎 孝 彦 森 美和子
副 会 長 中 村 嘉 孝
- 4 欠席会員 会 長 前 田 耕 一
- 5 事務局 浦 野 光 雄 渡 邊 靖 文 高 野 利 人 新 山 さおり
- 6 案 件
1. 第20回検討部会の確認事項について
2. 第21回検討部会の確認事項について
3. 議会改革白書2014への掲載内容の確認について
4. 議題
(1) 市民アンケートについて
(2) 議長、委員長の責務について
(3) 議会基本条例逐条解説について
(4) 議員定数18名での運営について①(委員会運営)
(5) 議会要覧の見直しについて
(6) 議会基本条例の基本理念の抽出について
(7) 本会議・委員会のライブ中継について
5. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） ご苦労さまです。きょうは午前中、北東分署に出られた方もいらっしゃると思いますが、ちょっとその関係もあって昼からに開催をさせていただきました。

22回目というよりも、7月、8月で片づけて、物によっては9月定例会での条例改正というぐらいのイメージでやらなければならない時期まで入ってきました。各常任委員会も、視察が終わったところもありますけど、視察に行ったり、所管事務調査があったりと、こちらもまたこれから大変な時期を迎えますけれども、特に一番重要な課題がきょう提案をさせていただいてありますので、この7、8月で何とか形にして、9月に持っていけるように努力したいと思いますので、きょうもちょっと長くなるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

それでは、第22回の議会改革推進会議の検討部会を始めさせていただきます。

事項書によって進めさせていただきます。

まず1番目の第20回検討部会の確認事項、本来は前回終わっておりますけれども、課題カルテで報告をせずに口頭で報告をいたしましたので、改めてお手元に課題カルテをつけて、基本的には完了に近い状況ですので、確認をしていただくということで、改めて第20回の確認項目について、カルテをもって報告をいたさせます。

事務局、お願いします。渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） では、お手元の資料1、カルテ4組つけてございますので、ごらんいただきたいと思います。

この検討課題4項目につきましては、第18回のときに各会派で一度議論してほしいということで持ち帰っていただいて、19回の部会のときにそれぞれ報告いただいて、20回のときに部会としての方向性を出したものであるということで、一応完了という形で今回カルテをまとめさせていただきました。

まず1つ目が、議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについてということで、検討内容は廃止後の各審議内容の議会での把握、関連団体との議論の場の設置ということでございますが、1ページめくっていただきまして2ページ、青の部分で追記してございます。部会の方向性といたしまして、予算書、決算書が議会に提出されますシルバー人材センター、地域社会振興会、社会福祉協議会、土地開発公社及び相手方から懇談の場の要請があります農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会については、委員会で関与することを第20回検討部会で決定。これについては、正副委員長会議で確認することとなっております。

ただし、国保運営協議会と行政改革推進委員会については、引き続きまた会派で協議をしていただくということで、今の時点では保留という形になってございます。

続きまして、2つ目の議会報告会の開催、検討課題10番でございます。

議会報告会の関係につきましては、次のページをめくっていただきまして、これにつきましては議会運営委員会のほうで滋賀県栗東市と兵庫県淡路市、それから大阪府柏原市の視察を4月に行っておりまして、そして、これにつきましては、市民アンケートでも市民の声を確認するというふうなことでございまして、これについてはちょっとまだ結論は先送りということでございます。ですので、このカルテはまだ完了までは至っていないということでございます。

続きまして、14番の議決を要しない計画等への議会の意見反映をどうするのかということでございますが、これにつきましてもページをめくっていただきまして、部会といたしましてはパブリック

コメントを実施する各種計画について、委員会として関与することを第20回の部会で決定をいただいておりますので、この後は正副委員長会議で協議していただいて、各委員会の中で年間計画を立てることとするということを決定いただきました。

それから、最後の政策の立案及び提言のあり方について、検討課題35番、内容といたしましては、政策検討会議設置の検討ということでございます。

これにつきましては、新たな組織の設置について、各会派の意向は設置に前向きであるので、新たな組織の協議事項、また全員協議会とのすみ分け等については、会派代表者会議に検討を委ねることを第20回検討部会で決定をいただきました。

ということで、正副委員長会議のほうへ委ねるのが関係団体との議論の場の関係、それからもう1点が計画への関与、この2点については正副委員長会議の中で計画を立てていただくというふうなことで、議長のほうに部会長のほうからお願いをいただいております。

それから、新たな政策検討会議等の設置の検討につきましては代表者会議のほうへ委ねるということで、これも部会長から議長のほうにお願いをいただいておりますという状況でございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 第20回、前回確認事項について口頭でありましたので、改めてカルテのほうに青字できっちり書いたものを提出させていただきました。

それから、ナンバー5、一番上のところの国保と行革に関しては、私としては行革は決算の議論ができるように、行革資料も出ておりますので、そっちに任せられないかということと、国保に関しては運営協議会に参加するということは委員の参加するのと同じことになるんで、これはできないというふうに議論がされておりますので、国保の運営状況についての確認を、例えば教育民生委員会で定期的に行う。例えば決算時期なら決算時期にきっちりとした資料を出して確認をするというふうな流れができればそれで十分なんで、これについては改めてまた正副委員長会議なり代表者会議の中で整理をさせていただこうというふうに考えております。

それから、正副委員長会議と代表者会議に委ねてはあるんですけども、少しごたごたとしていて、議長のほうの動きがとまっておりますので、先日、前田議長のほうには早急にその辺の対応についてお願いをしました。特に正副委員長会議。確認だけはしていただかないと、やるやらんは次のことですけども、こういうものがちゃんと確認されていますよということだけはお願いしよう。

政策検討会議も、代表者会議のほうの状況になりますので、これについても少しご議論だけはいただこうと思って、今、議長のほうにお願いをしてあります。また、これも7、8月のうちで何か方向性が出れば、その段階で報告をさせていただくと。

前回の確認事項の再報告ですので、特に確認されることはないと思います。よろしいですかね。口頭の部分を文章化したということ。

次に入らせていただきます。これが初めての確認事項になります。

前回、第21回の検討部会の確認事項について、今後の取り組みが2項目ありますので、9項目ありますので、順を追って事務局のほうから報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、第21回検討部会の確認事項ということで、まず1番目、市民アンケートについてでございます。

これにつきましては、前回の部会で事務局の原案を出させていただいておりますが、それに株式会社ぎょうせいのほうの意見等も踏まえたものを本日この議題に上げておりますので、詳しくは議題のほうでまた説明させていただきます。

6月議会はいろいろありましたので、作業が一旦中止をしておりましたので、本来なら発送しておったところなんですけど、1カ月ほどスケジュールがおくれておりますので、その辺も後で説明させていただきます。

続きまして、政務活動費の会計帳簿の公開でございます。

これはお手元の資料2でカルテをつけてございます。これにつきましては、政務活動費の公開の件でございますけれども、今までですと各会派の収支報告書をホームページで掲載をしておりまして、図書室のほうで会計帳簿は閲覧できて、領収書は情報公開対応ということでございました。今回、もう既に図書室で閲覧可能なものはホームページに載せたらどうかということで、部会のほうでは前回の部会で了承をいただきました。その後、6月13日の代表者会議で了承をいただきましたので、6月23日からホームページで公開をしております。ということで、カルテのほう、28番はその旨が青で追記してございまして、一応これについては完了ということになっております。

ちょっと画面でその内容だけ確認いただきたいと思います。

市議会のホームページでございます。これで下のほうに政務活動費がございます。24年までは、1つ開きますと収支報告書だけしか見られなかったわけなんですけれども、25年度の報告については、左側が収支報告書、右側が会計帳簿ということで、ちなみに緑風会さんの会計帳簿を開きますと、こういった形で、図書室でしか見られなかったものがホームページ上で見られるようにしてございます。

続きまして、3番の常任委員会の年間スケジュールにつきましては、5月の所管事務事業の説明の協議会の添付資料の中に各室のほうで本年度中に計画物で策定、もしくは改定するものがあれば、その年月日を入れてもらうということで、本年改定を予定しているものの把握ができております。そういったものを、各委員会の中の年間スケジュールに入れたものをお配りさせていただきました。これについては、今後、正副委員長会議で、それをもとに計画への関与とか、各種団体との意見交換のスケジュールを立てていただくというふうな予定になってございます。

続きまして、4番目の全員協議会調査結果でございます。

これにつきましては、県内13市の全員協議会の開催の状況や報告内容、また協議内容、そういったものの聞き取り調査いたしたものを一覧表にまとめて配付をいたしております。これにつきましては、検討課題35、新たな組織の設置の資料ということで説明させていただきました。

次が、5番目の議会基本条例の基本理念の抽出についてということで、これは検討課題34番でございます。

当初は、この検討課題34番におきまして、将来の自治基本条例の制定に向けてということで、基本条例の理念の抽出ということで検討を進めておりました。この部分については、株式会社ぎょうせいのほうにも依頼をいたしまして進めておったわけなんですけれども、ぎょうせいのほうからの回答で、結構「協働」という言葉がたくさん出てきて、まずはその協働の整理が必要というふうなことになってまいりました。ということで、まず今回につきましては協働の定義をまとめるということで、検討課題の34番はその方向でまとめていきたいと。新たに自治基本条例の制定に向けては、検討課

題39番のカルテを新たに起こしまして、今後、議論していきたいというふうに思っております。これもまた後ほど議題が出てまいりますので、そこでお話をしたいと思います。

続きまして、議会の情報化についてでございます。これも、お手元の資料2の2ページ目にカルテがつけてございますので、ごらんをいただきたいと思えます。

青字の部分が追記をされている部分でございます。前回のときの追記の段階では、会派室のインターネットの通信速度を160メガにアップ。それから、会派室のデスクトップのパソコンの更新の部分も上がっておったんですが、これは6月に実施をいたしましたということで、ここを更新してございます。それから無線LANの構築ということで、前から上がっておりますけれども、この部分は今月中に無線LANの環境を構築するというので、7月予定で入れさせていただいております。この2つが表現を改めている部分でございます。

続きまして、議会基本条例逐条解説の改定でございます。

これにつきましては、これまでこの基本条例、一部改正を2回行っておりまして、これの逐条解説までは改めておりませんでしたので、今回これをつくり直すというふうなことだったんですけども、それにあわせて、条例全体の逐条解説も再度見直しをかけるということで、今作業を進めております。これも議題の中に入っておりますので、後ほど説明させていただきます。

それから今後の取り組みということで、議会要覧の確認・見直しということで、これについてはきょうの部会でたたき台を配付するというので報告させていただきました。

それから議長、委員長の責務についても、今回の部会で案を出させてもらうということでお話をさせていただきました。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 前回の21回の検討部会での議論をいただいた部分について、まとめたものの報告をいたさせました。

議題になっているものについては、この後、市民アンケートと、それから逐条解説、それから委員長の責務、要覧、これは議題に上げてあります。改めてそこで報告をさせていただきます。

あと、理念の抽出もお手元にカルテがありますが、前回、協働の考え方については確認をいただいておりますので、それをもって一旦協働については完了ということになると思えます。

議会の情報化についても、これまでの取り組みの部分についてだけ報告をさせて、さらに議題の7でライブ中継という部分も、同じ情報化ですけど別建てになっておりますので、そこも改めて情報化の新たな取り組みとして議題に上げておりますので、そっちについても一度、さらに詳細について報告をいたさせます。

検討課題について、何か確認されたいことがありましたらご発言を、よろしいですか。前回の確認だけです。

（発言する者なし）

○部会長（竹井道男君） よろしいですね。じゃあ議題のところについては、そこでご発言なければ結構ですので、一旦検討課題については終わらせていただきます。

それから3番目の議会改革白書2014の掲載内容の確認ということで、毎回確認をしております。今回はあるということで、報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思えます。

今回は2点上げさせていただきました。

まず、議会運営委員会で26年5月21日、これは6月定例会に向けての議会運営委員会でしたが、地方自治法第179条に係る専決処分については、これまで地方自治法第180条に係る専決処分と同じように、議案ではなく、報告として提案されておりました。ただ、承認という議決行為があるということから、かねてより執行部に対して議案として提案するべきと申し入れを行っていたところ、さきの6月定例会より議案として提案されたということでございます。

これにつきましては、具体的に前の画面一番下の、たしか国保条例の一部改正だったと思うんです。これは市長のほうで専決したものを議会に報告して、承認まで議決が要ということで、もう1つの報告の専決処分の報告はよくある事故の報告とか、そういったものは報告で終わってしまうということで、ただ今までは両方とも報告第何号で上がっておったんですけど、議決行為があるので、局長のほうから、かねてからこれは議案で上げるべきだろうということ saying していたのが、ようやく今回から議案として上がってきたということでございます。承認という議決があるということでございます。

それから、2つ目が会派代表者会議におきまして、先ほど説明させていただきましたが、6月13日の代表者会議で政務活動費の会計帳簿をホームページで公開するというを確認はいただいたということでございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 今回については、2点ほど掲載内容について報告がありました。これはまた、10月の推進会議の白書2014でも掲載をさせていただきます。

それでは、次に4の議題に入らせていただきます。

まず1番目、市民アンケートについて、お手元のほうに素案を配付いたしましたので、まず簡単に事務局のほうから説明をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

前は、事務局のほうのたたき台をお配りさせていただきました。それに株式会社ぎょうせいのほうの考えも入れたものが今回のものでございます。

市民20歳以上の方1,000人を無作為に選びまして、アンケートを実施いたします。

スケジュールのほうは、6月の定例会の間、ちょっといろいろございましたので、作業を停止しておりました。改めて作業の再開をいたしたところでございますので、ですのでスケジュールが、次のA3のスケジュールをごらんいただきたいと思います。

約1カ月おくらせておりますが、今ほとんどたたき台ができましたので、これで最終チェックをかけたものを印刷して、発送予定が8月の頭を予定しております。約2週間、期間を置いて、提出日は8月18日としておりますが、8月の半ばを回収日といたしまして、その後、データ入力を株式会社ぎょうせいのほうでやっていただくと。で、9月の1カ月間かけてアンケート結果の分析と報告をして、10月にはホームページで公開できればというスケジュールで考えております。

それから、このペーパーでの1,000人のアンケート、プラスホームページのほうでワードで添付をしまして、自由にメールでアンケートに参加をしていただけるようなことは一応する予定でございます。ただ、集計といたしましては、あくまでこのペーパーでのアンケートとは別ということで、少しでも広く意見を聞くということですので、集計上は別にしたいというふうに思っております。

全項目といたしまして、最後30番まででございます。あと自由意見ということで、また一度ごら

んをいただきたいなというふうに思います。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） アンケートが今回の相当大きなテーマとして取り組みは随分前から進めておったんですが、実は表紙ページの議長の名前が変わってしまうという事例が起こってしまっていて、ちょっと発送のタイミングがずれてしまいました。その後の経緯もずうっと6月議会中、少し経緯が曖昧というか、あやふやなところがありましたので、その辺を見ながらどのタイミングでやろうかというふうな協議をしながら、大体いろんなことが6月末で整理がつかしましたので、約一月半ぐらいおぐれておりますけど、この内容でやらせていただくこととしました。

ただ、一月のおくれというのは、9月の分析、報告というところが、定例会がここで入っていますので、今のところ単純集計ぐらいは確認をしながら、それからクロス集計といいますけど、ここで賛成した人がここではどうなんだみたいな、そういう集計をとるんですけど、その辺については、もし時間がなければ10月ぐらいにもう少しやりながら、報告が間に合わないかもしれませんが、次期に向けてその辺については参考にしていただくというふうな、時間的に間に合わなければそのような手法もとらせていただこうかなというふうに考えています。

それから、先ほど事務局からの問13の報酬のところ、どこの会議か忘れちゃったけど、39万というのをそのまま今回聞きます。知っていますかということ、高いですかみたいなところを聞きます。よその市の状況もというようなことが、どの会議だったか忘れちゃったけど、そういう話もあったんです。最初はそれを入れる予定でした。例えば平均5万都市ではこれぐらいだというのを入れようと考えておりましたが、ぎょうせいのほうからちょっと誘導的になるだろうと、そういうことを書いてしまうと。だから、単純に例えば定数が18とか、報酬が39万をどう思うのかというふうに問うたほうがわかりやすいんじゃないかというふうなアドバイスを受けて、今回は単純に18名を知っていますかとか、多いですか少ないですか、39万を知っていますか、多いですか少ないですかと、そういうふうにしてあります。そのほうが、より鮮明に答えがわかりやすいだろうということで、最初は定数の18名も、例えば5万都市ではこれぐらいというふうな資料も全部、全国市議会議長会の資料を使おうと思っていたんですけど、やらないほうがいいだろうというふうなことをアドバイスいただきましたので、今回なしでやっていきます。

それから、例えばクロス集計なんかでも、問の若いほうでは、例えば議会の役割を知っていますかとか、本会議を知っていますかとか、いろいろ知っていますかという設問がずうっと上がってきます。極端に言うと、知らない、知らない、知らないという方の中から後ろのほうをクロスさせても、おかしくなってくるものも出てきますので、そういうクロスの仕方は、例えばよく知っている人が議会の今の動きについてどういうふうに思われているんだ、知らない方がここをどう思われているのか、そういうクロスの仕方を考えながら、例えば39万という報酬に対して、よく知っている人と全くわからない人がどう思っているんだ。それで差があるのかとか、そういうクロスはできるんで、その辺はまた単純集計を見ながら、どんなクロスをかけて、少しポイントを絞るかというふうなことも、これは事務局、多分私のほうでやらないと9月議会とか、10月になるとまた選挙戦とか、大変なイベントが控えていますので、こちらである程度調整しながらやらせていただこうというふうに考えておりますので、今回この原案については、当初から言っていますように、これで承認してほしいということですので、手を入れていく時間がないので、今回はこの案でやらせていただくということで確認をお願いしたい。

それから、整えば、7月末か8月頭には、なるだけ早くいけるようにスタートをさせていきますので、ひょっとすると皆さんのお手元に来る可能性もあります。抜粋ですのでね。どなたかに行くかわからないので、もしお知り合いの方にこういうのが届きましたら、よく説明して、ちゃんと書いて出してくれよというふうをお願いしていただくとありがたいと、よろしくお願いをしたいと思います。

2カ月ちょっとおくれましたけど、やるということで、会派のほうにはご報告を。それから、もしお知り合いのところこういうのが届いたら、ぜひ丁寧に書いて送り返してほしいということ、母数が多いほうがいいので、母数が少ないと、またこれも関心がないということになりますので、少なくとも5割ぐらいはどこでも戻ってきているんで、最低5割ぐらいは戻ってくるようなことでできないかと。

これについては、一度また中身を見ていただいて、ただご意見はちょっと頂戴できないんで。あと、クロスなんかのときの参考があれば、またそのときをお願いしたいと。よろしくお願いをしたいと思います。

この項については終わらせていただきます。

それから、2番目の議長、委員長の責務についてを議題とさせていただきます。

内容について報告をお願いします。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 検討課題22番でございます。

22番の検討課題では、議会基本条例の中に議長や委員長の責務を規定できないかということでございます。

資料5をごらんいただきたいと思います。

まず1ページ目は、議長の責務についての案でございます。

中ほどに、参考で地方自治法の欄がございます。地方自治法の104条で議長の議事整理権と議会代表権というのをうたっております。地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するという規定がございます。

私どもの案の議長の責務の第6条、これ基本条例の中の第6条で入れていこうかという案でございますが、議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならないというふうな形で案をつくらせていただきました。

解説といたしましては、議長は地方自治法104条に定める代表権のもと、同条に定める議事整理権の職務を中立・公正な立場で遂行するとともに、議員各自が亀山市議会政治倫理条例に定める政治倫理基準を遵守するべく、議会の品位を保持し、民主的な議会を行うべき責務を有することとしますということでございます。

米印でございますが、104条の規定を前提として議長の責務を規定しておりますけれども、上位法である地方自治法に書かれておる文言は、基本的に二度書きはしないというふうなことで表現しております。ですので、地方自治法上の規定は、議長の議事整理権、議会代表権を議長の職務というふうな形で第6条の中では職務を遂行するという、職務でそれをあらわしておるというふうなことで、二度書きはしない形でしております。

参考までに、高岡市と札幌市の議長の責務を記述しております。

次のページが委員長の責務の案でございます。

これにつきましては、まず参考ということで、うちの委員会条例の委員長の議事整理権及び秩序保持権、第11条で、委員長は委員会の議事を整理し、秩序を保持するという規定がございます。

ですので、第7条に委員長の責務の案といたしましては、委員会の委員長は委員会において中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならないということで、議長のほうと結構似たような表現になっておりますけれども、議長の責務の後半の部分は議長の責務ということで、その部分を除いた形の表現にしております。

最後のページで、条例の中に入れる位置のところでございます。

第2章が議会運営及び議員活動の原則の部分でございます。4条で議会運営の原則、5条で議員の役割と責務が入っておりますので、そこに引き続き議長、委員長の責務ということで、6条、7条とするのがよいのではないかと案でございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 当初議会基本条例をつくる際には、この部分については全く議論もしておりませんでした。議会条例をつくった後、いろんな市へ視察に行った折に議長の責務と委員長の責務というのが明記されていたということがあって、今回カルテのほうに上げさせていただきました。

地方自治法や委員会条例にも議長や委員長の職務は書いてはありますけれども、今回特に重視したのは、中立かつ公正な立場で職務を遂行するんだという部分は、議会の代表者であり、委員会の代表者である議員が恣意的にその委員会、議会を動かすことはあってはならないと。やはり中立的な立場で議会や委員会を運営していくということが非常に重要ではないかなというふうな思いもありまして、別にちゃんとやっていたら、この条例なんか何も抵触はしないわけですので、ただ地方自治法でしかわからないとか、委員会条例でしかわからないもんですから、議会基本条例のほうにも議長と委員長の役割は明記しておいたほうがわかりやすいんじゃないかなと。

裏側に、今、渡邊室長が解説してくれました地方自治法や委員会条例上ではっきりと明記されていると。そのさらに上書きはできないもんですから、それを書かずに、議会基本条例としては中立・公正、あと品位を保持し、品位の保持というのは政治倫理条例にも、議員は議会の品位を保つというふうなことが書いてありますので、さらに議会の品位を保持するという重要な役割を持っているということになりますので、これはまず載せるべきか載せるべきでないのかという議論がありますね、1つは。条例上うたうべきかうたわないべきか。それから、うたうときにこのような文言でいいのかどうか、この2つの点が絡んできますので、一度またこの資料をもとに会派のほうでもご議論をしていただきたいなというふうに思います。

特に今回、6月議会はさまざまなことがありましたので、ある意味、それを逆に議会側が今後どうそういうことに対応するんだという答えにもなる、たまたまですけどね。たまたま今回の条例をつくれれば、少しそういうことへの市民の皆様への回答にもなるのかなというふうな思いもありましたので、そうすると今度議長になった方は、この文言によって自分の身の振り方を決めなければならないというふうなことにもなってしまうので、それから委員会の運営もそうですね。

一度委員長が投票行動というか、自分の意思行動をされたという委員会がありましたので、こんな言い方をすると、本人がいらっしやらないんで、聞かれたら怒られるかもしれませんが、それなら本質的には委員長をやめて、一委員として投票行動に入ればいい話で、委員長の職務を持ったままやるというのは、やはり少し問題がある。それを恣意的にやっておるわけですので、やはり委員長という

立場というのは、そこら辺が非常に苦しいというか、そういうこともちょっとあるのじゃないかなというふうな思いもありましたので、一度また会派に持って帰っていただいて、カルテは最初からやるというふうに決めてありましたので、内容の問題、それから載せるのか載せないのかという問題ですね。その2点ですね。条例に入れるのかどうか。入れるとしたときに、こういう文章でいいのかどうか、一度ご議論をお願いしたいと。

内容についてご確認されたいこととか、また質問されたいことがありましたら発言を受けたいと思います。

解説に書いてありますのでよろしいですかね、一応中身の理解については。そう難しいことは書いてないと。

高島委員、どうぞ。

○部会員（高島 真君） これも会派に持って帰って、このまま載せるのかという是非をとってこないかということですか。

○部会長（竹井道男君） 是非というか、意見を集約してほしいと。各会派のご意見を集約してほしいということです。

一応この資料も各会派全員に渡せるように手配させていただきますので、また後の件もありますので、これは全部配付できるようにしておきます。一度、会派のほうで話し合っただけであればありがたいと思います。次回、確認をさせていただこうと。

よろしいですか。イメージはそういう中立公正できっちり、なられた方は苦しいですけど、運営してほしいなという思いからつくりましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

もし不明な点等ありましたら、渡邊室長に聞いてもらえば整理はしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

じゃあ次に、3番目の逐条解説の改訂について、これもまだ素案に近いところですけども、事務局から報告いたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料6、逐条解説を用意いただきたいと思ます。

その前に画面のほうを見ていただきたいんですけども、議会基本条例の画面なんですけど、一番下に条例の改正履歴がございます。これまで22年8月に施行して以来、2度改正をしております。

○部会長（竹井道男君） ちょっと暫時休憩をします。

午後1時39分 休憩

午後1時45分 再開

○部会長（竹井道男君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

説明のほうをお願いします。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 過去に基本条例のほうは、2度、一部改正をしております。

1回が23年6月でございます。このときには地方自治法のほうが改正をされまして、基本構想に関する規定が削除されました。このことに伴いまして、基本条例のほうで議決事件の部分に改正が必要になってきたというときの改正でございます。

それから昨年ですけども、これにつきましては政務調査費が政務活動費になったということ、そ

れから公聴会及び参考人制度の活用、それから議員定数の条例ができましたので、議員定数の部分の改正をしております。

これら条文は変わっておるんですが、全て逐条解説がついておるんですけども、その逐条解説まで改正ができておりませんでした。上のほうの逐条解説を見ていただきますと、例えば第2条、水色の部分が条例の本文、下が逐条解説を入れてございます。全てのページに解説を入れてあるんですが、先ほどの2回の改正についての変った部分の改正がそれに追いついてないというふうなことでございました。

今回、これを修正するという作業をしておったわけなんですけれども、お手元の逐条解説をごらんいただきたいと思います。例えば一番最初のページ、前文でございます。黄色の部分が条例の本文でございます。オレンジの部分が逐条解説でホームページに上がっている部分でございます。その水色の下の部分、色がついてない部分、この辺は株式会社ぎょうせいのほうが提案した逐条解説が条例制定当時のものでございます。今回、せっかく見直しをかけますので、もう一度全部の条文について、以前、22年のときにぎょうせいがつくったものと見比べながら見直しをして、より正しいものにしたいということで、今回全部を一つにまとめたものがこれでございます。この中で、私どもの解説とぎょうせいの解説を見比べながら、最終のものをつくり上げたいということで、これについての最終版はもう少しお時間をいただきたいということでございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 逐条解説の改訂は、さっき説明がありましたように、2回改正を行ったもので、改正にのっとった逐条解説の部分をぎょうせいのほうにつくっていただくというふうなことで委託をしました。

その結果、ぎょうせいのほうからも、こういうのが過去にありましたよという、この冊子のことで、そういうものも、古いものが出てきたという変な言い方ですけど、条例をつくった当時の資料もあわせて出てきましたので、この際、全部重ねようかというふうな議論になりました。それで、少しきょうの会議までに間に合わずに、今、室長から説明がありました、黄色の部分とオレンジっぽい部分と、それから緑っぽいというか、この部分は今きっちり出ている部分で、白地に書いたところが整理されていないと。だから、色のついたところと白のところを重ね合わせて、もう一遍整理をします。

それと、この逐条解説は議員用です、これ。今お手元に渡しているのは、議員用と逐条解説という2種類、実は逐条解説がありまして、当時は議員だった人は記憶があるかもしれませんが、市民向けの逐条解説と、それから本当の逐条解説、要するに大量に書き込んだものと2種類つくりました。これを読んでいただくと条例の意味がわかるような、これは議員版です、今ここにあるのは、議員用の逐条解説。これがそのままホームページに載ることはありませんので、ホームページには色のついた部分しか載っておりませんので、再度整理して、8月末ぐらいまでにはお手元に配付できるように。

これは、完全にこちらのほうで整理したものをお渡しするというふうにさせていただきます。なかなかわかりにくいところも出てきますので、事務局のほうで整理したものを8月末までには全部きれいにつくって、多分このサイズでお渡ししたいと思います。A4のこのサイズで渡すと。これをまた持っておいてもらえれば、議会基本条例の説明はこれを見て市民の人にはできるし、自分も理解してもらおうという、要は条例の解説本ですので、ようやく素案がお渡しできたという段階ですので、もうしばらくお待ちを願いたい。また読んでいただいても結構ですので。

これは、だから全員には配付しませんのでね。まだ、本当の素案ですので、ある程度整理がついたものを皆さんにお渡しをしたいというふうに考えております。

一度、もしご興味があれば読んでいただければ、こんなことが書いてあるんだなということはわかるかと思えます。

とりあえず逐条解説の検討課題の37がようやくスタートをしたというところをお願いをしたいと思います。もし興味があつて読まれて、わからない点や不明な点があれば、また事務局のほうに申し入れいただければ、その辺の補強はしたいと考えております。

よろしいですか、これについては一応素案ができたということで。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) 初めて条例をつくったときにおった人は、前の1期目の人は持ってないね。これのブルー版というのがある。それは古いほうで、これは条例を変えた後につくり直した視察用です、これ。視察の人にはこれが今渡っています。ですから、これが市民全員にお渡しをした冊子ですね。多分高島議員と西川議員は家に来ておったはずやろう、各ご家庭に配ったものですから。簡単に言えば、もとがこれになるということです。抜き出すと、これ。もとはこれという関係になってきますので、もしお持ちでなかったら、また事務局でプリント。これ最新版です。2回改正したものが載っていますので、視察のときに渡しているんで、また一度見ていただければ。

じゃあ逐条解説については、8月末をめどに整理をするということでご確認をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長(竹井道男君) それから、4番目の議員定数18名での運営について、これが多分最大のテーマにこれからなってきます。委員会の運営をどうしていくのか。今、議運のほうでは18名のとときの議運のメンバーをどうするのかというのが、これから議論が始まります。

この検討部会では委員会をどうするのかというふうな議論の素案というか、たたき台のところをここでやらせていただきますので、少し資料をつくってききましたので、事務局のほうから説明いたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員(渡邊靖文君) では、お手元の資料7と資料8、資料8はカルテのほうになりますけれども、両方ごらんいただきたいと思えます。

18名での委員会運営についてということでございます。

まず資料7のほうですけれども、18名での委員会運営についてということで、議長は前の宮崎議長のとときから委員会の委員を辞任しておりますので、それを前提といたしますと、委員総数は17名となります。

現在の委員会条例を参考に上げてございます。第2条では、議員は少なくとも1つの常任委員となるものとするということで、今常任委員会は4つ。総務8、教民7、産建7、予算決算21となつてございます。議長は、一旦総務委員会に入ってから辞任しておりますので、定数は変えてございません。

それから、第3条では、委員の任期は1年としてございます。

次のページへめくっていただきまして、懸案項目というふうな形で上げてございます。

全体を通して、正・副議長、各委員会の正・副委員長、検討部会の正・副部会長の数というのも重要な視点ということで、現在は正・副議長、議運の正・副委員長、予算決算委員会の正・副委員長、3常任委員会の正・副委員長、検討部会の正・副部会長、これで14名になるということでございます。定数18名の体制での検証ということで、委員会数が今と同じ3委員会ということになれば、それぞれに正・副委員長がいるということで、2・2・2で6名の正・副委員長の数になります。

3委員会複数所属、1人の議員さんが2つの委員会、例えば今で言うと産建と教民の2つに入ることになりますと、1つの委員会の委員数は12人になるわけでございます。ただ、委員会の数は変わりませんので正・副委員長の数は6名で、もし委員会を2つにしますと正・副委員長は4名となります。これ以外に正・副議長で2名、議運の正・副で2名、予算決算の正・副で2名、それから検討部会の正・副を入れますと、プラス8名が何らかの役職につかれるということになります。ですので、先ほどの常任委員会の正・副と合わせますと、全体で現状の3委員会であれば14名必要、また複数所属でも14名必要、2委員会では12名が何らかの役職として必要になるということでございます。

委員会の数によっては、複数の委員長を兼務する事態も出てくるのではないかと予想されます。委員会機能を強化するためにも、正・副委員長の責務はますます重要となってまいります。

これ以外に、委員会としては広聴広報、それから政治倫理、これらも加えていきますと、これでもまた正・副で4名必要になってきます。ということで、この4名も足しますと、3委員会もしくは3委員会複数所属の場合ですと、これで18名ということで、全ての議員さんが何らかの正・副委員長、正・副議長になってしまうというふうなことも考えられます。

より具体的な比較表が次のA3の表でございます。

まず、左のオレンジ、3委員会。これは現状と同じでございます。総務、産建、教民。議長が通常総務委員会に入りますので、議長が抜けるとすると、委員数は総務が5、産建が6、教民が6というふうな形になってようかと思えます。所管の内容は今の分担で入れてございます。

次が、5番が部の数が入れてございます。総務が6、産建が2、教民が4。その部についてきます室数、総務が20、産建が13、教民が18。これで出席人数でございますが、これは部長とか室長の数でございます。そうしますと、現在総務が28、産建16、教民が30という形で委員会室に出席をいただいております。

委員は1年ということで、所管調査は議員1人で1テーマを持ってもらっておると。

ここまでで、次、右側の3委員会複数所属のほうへ移りたいと思えます。

これは1人の議員さんが2つの委員会に所属するというパターンでございます。ですので、単純に委員数は倍になるということでございます。

ただし、全部が12・12・12になるかといいますと、まず総務委員会は、議長が抜けるとしますと11人になります。あとの委員会も、議長は当然ほかの委員会も抜けるわけでございますから、複数所属するわけでほかの委員会も抜けますと、産建、教民どちらかを抜けるということになりますので、ほかの委員会は11もしくは12になってしまうと。

議長は、総務を一旦当てて、総務を抜けますから、総務が11人になります。あと産建、教民が12・12人かなといいますと、議長も当然複数やとどこかの委員会に2つ入るわけですから、産建も教民も11になる可能性があるということでございます。

以下、所管の内容とか部の数は全く同じのが記載してございます。ただし、所管事務調査のテーマが議員1人で2つ委員会に入るわけですから、所管事務調査のテーマも2つ持っていただくという形になります。

次が2委員会。これは案としまして、今かなり教民の分野が幅広くなってきておりますので、案としては総務と産建をくっつけた総務環境建設、仮称ですけど、こういった委員会と、市民教育民生委員会と置いております。

そうしますと、議長が入るほうを左側といたしますと8、市民教育民生が9という形になります。それに伴って、所管の部・室も変わってまいります。これで考えますと、部の数が総務環境建設が8、室の数が33、出席人数は44になります。市民教育民生のほうは前と変わらず部数4、室数18、出席が30ということになります。

2つの委員会ですので、議員さんの任期は4年ですので、委員会を例えば2年任期にすると、2年ごとに、最初は総務環境建設委員会、2年後に市民教育民生委員会ということで、議員任期の中で2つの委員会と考えますと、委員の任期も2年という案が考えられてきます。所管事務調査も1人1テーマということになるかと思えます。

10番は、現状といたしまして、平成20年12月の定例会において委員会条例の一部改正を行いまして、環境森林部が教民から産建へ変わっております。たしかこのときは環境森林が教民ということで、林業の関係が教民、農政の関係は産建ということで、ちょっとこれはおかしいんじゃないかということで、その辺が議論されて部を産建に移しております。

それから、25年3月の委員会条例の一部改正で、これは機構改革によりまして、当初単独であった文化部が市民部の一部と合体をして市民文化部となりました。その関係で、年金、国保、それから地域づくり支援室、この辺が教育民生のほうへ入ってきておるというふうなことで、総務の所管の一部が教民へ入ってきておるということでございます。

それぞれ3つのパターンの課題が11番に上げてございます。

現状の3委員会制にすると、市民部が教育民生委員会へ移って、広範な所管となっていると。その中で5人ないし6人の委員会構成で広範な議論ができるかということで、実際6名の委員さんで、正・副委員長を除くと4名の委員さんで審議していただくという形になっていきます。総務ですと5名しかおりませんので、正・副を除くと3名の委員さんで審議していただくということになってまいります。

真ん中の複数所属で3委員会を確保する場合ですと、まず議員1人が2つの委員会に所属するために、人数は従来の3委員会の倍の数となると。正・副委員長の数は変わりません。行政視察も2つ行くことになるということになってまいります。

それから2委員会の場合ですと、例えば総務と産建の2つの委員会は合併するとして、これで所管事務の範囲も教民と同じぐらいの量となるのではないかと。懸案として、2年の任期とした場合に、2年交代では同じ委員で4年間所管を変えて議論することとなるため、一部委員を変える必要があるのではないかとございまして、これはどういうことかといいますと、例えば総務のほうと教育民生委員会で8人と9人と割り振ります。それで、2年間このままいって、じゃあ次は総務から今度教民のほうへ変わろうと。委員会は変わっても、メンバーは全く一緒のメンバーで入れかわるだけというふうなことになってしまいます。ですので、何人かは前のところに残って、人を入れかえる

というふうな形になってこようかなという、ちょっと厄介なことが考えられます。

それともう1つは、委員会が4日間開催することになってくんじゃないかと。といいますのも、例えば総務産建ですと委員会の出席人数44ということは、この委員会室に多分入らないと思います。部長さんの数とか、今でも結構いっぱい委員会がございまして、そうすると例えば総務産建ですと、1日目は総務分野の審査、2日目は産業建設分野の審査というふうな形で2日間、教民のほうも教育分野と福祉医療分野と分けたりとか、そういったそれぞれ2日間ずつの委員会になってくるんかなという感じがいたしています。

次に、これはまた共通でございましてけれども、平成26年度は過去の所管事務調査の再検証を行うという議長の指示がありました。現在の方法では、1年間では深く掘り下げた議論は期待できないのではないかと考えられます。所管事務調査については、3委員会の場合は従来どおりですけど、6名での調査と。複数にしますとテーマも2テーマになりますので、委員さんとしては現在の倍以上の回数が委員会に出席していただくかならんということ、物理的にちょっと困難ではないかなというのが考えられます。2委員会ですと、任期を2年とした場合には所管調査も2年でできますので、十分な議論も可能じゃないかなということが考えられます。

それと、関係団体との意見交換ということで、黒の部分はもう既に検討部会と正副委員長会議で決まったところでございます。総務では地域社会振興会、産建では土地開発公社、それから教民では社協、シルバー、国保、この辺は決まっております。それから、産建も農業関係はもう既にやるというのが決まっています。それ以外に例えば教民ですと、医師会、歯科医師会が昨年したらことしやりたい、定期的にやりたいという意見が出ています。学童保育の関係も教民でことしやりましたけれども、こういうのを続けてほしいという要望が出ています。スポーツ関係団体とやりましたけれども、これも続けていきたいという要望が出ています。過去に自治会なんかもやっています、今は自治会からはそういう要望が来ていませんけど、今後出てくる可能性もあると。P連なんかも、要望はよく行政のほうへ出ますけど、こことも今後可能性があるんじゃないかと。商工会議所も、今既に聞いていますのは、11月になって新しい議会の体制が決まりましたら、意見交換をしたいというふうなことも言われております。今、考えられるところが皆関係団体との意見交換として上げてございます。

以上が比較表でございまして。

それらをまとめたカルテが資料8でございまして。

青字の部分でございましてけれども、議会運営委員会で4月に視察に行ってきました。ここは議員定数が18名で人口規模が8万まで、うちと似通ったところで、3委員会でやっているところ、複数所属でやっているところ、2委員会でやっているところ、1つずつ取り上げて視察に行っていました。一旦ここで切らせていただきます。

○部会長（竹井道男君） 事務局と私のほうで、独断というと叱られますが、これまでのいろんな議員の方のお話を聞いたり、私自身が感じるころもあって、従来の3委員会の制度、それから3委員会で複数に所属する制度、それから今の各常任委員会の業務のバランスを見て、産建、総務が比較的少なくなっているということなんで、それをくっつけた2委員会制度ということで整理をさせていただきました。

ただ、総務については消防のほうが随分いっぱい来ていますので、そういう意味で出席人数も多いわけですが、その辺を差し引くと、ボリューム的には2委員会の部の数や室の数ではこうなってきました。

すけど、多分いろんな幅広さや仕事の量ということからいくと、これも一つの考え方なのかなということで、3つの案をとりあえず提示させていただきました。それぞれ今の段階で考えられる課題点なんかも含めて、ここに記載をさせていただきました。

それから12、13ですね。特に12の所管調査あたりから、13の関係団体との関係もぜひやりたいとか、またやってくれというようなことも最近出てきたということで、この青字のところなんか入れてありますし、それから委員に派遣しないということで、この黒字の部分についても今後やっていかなければならないというふうなことも入ってきたと。そうすると、従来の予算審議や議案審議だけの委員会から、自分たちの政策づくりというか、格好よく言えば政策づくりに向けての議論の場がこの12、13になってくると。だから、従来以上に活動の幅も広がってくるんじゃないだろうかと。いうところで、私としては6人の委員で回し切れるのかという問題。それから、複数になった場合は2つのテーマを追いかけられるのかという問題。2委員会になった場合は、2年任期とすれば2年間かけて団体とも十分議論もできるというふうな。それから、1日で終わる必要は全くないわけですので、2日に分けて議論すれば、議員の方は大変ですけど、でも複数常任委員会と同じですよ、複数の場合は2日出るわけですので。3委員会と複数とのいいところをずっとくっつけて、それなら1日1日持てば、分けて議論もできるし。

それから、過去の所管事務調査の検証を宮崎議長のときにぜひやれというふうな、やってないもんね。余裕がない。12月にすぐに次のテーマをつくれと、櫻井議長のときからそういう指示が出ていて、その前は3月でしたけど、櫻井議長のときに12月の定例会でテーマをピックアップせいというふうなことになってきました。この辺も、例えば3月に戻して、3月までは前のやつを精査して、3月に新テーマ。そうすると、今度9月中ですので六、七カ月でまとめないかんというタイトな日程になってきています。

ですから、ちょっとそういういいとこどりをしながら、6人という議論が、過去に経験がありませんので、6人の中で広範な議論ができるだろうかとということも含めて、3つの考え方を提示させていただきました。

きょうはこの案を提示させていただいて、わかる範囲で課題とか現状が入れてありますので、これもここでは多分すぐには決められない。特に自分たちの委員会の問題ですので、これは各会派で一度ご議論願いたいというふうに思います。多分それぞれの思いがあって、これがいいこれがいいというふうに議論になると。

ただ、ぜひ考慮していただきたいのは、12、13のところですよ。従来の議案、予算、それから委員会における一般質問以外に12、13という大きなテーマが入ってきていると。実はこの部分が、議会報告会をやっていません、今。これも今後どうするかということは議論していただきますけど、ただ議会報告会の大きなテーマの一つは、市民の意見を徴するという広聴の部分が所管事務調査で一部代わりをしています。だから、さらに強化しようとするれば、この部分を強化することによって極端に言えば3班とか2班の委員会が議会報告すると同じような効果を持つてくるという部分もあるし、この団体の数がふえればふえるほど多様な市民の声が吸収できてしまうというメリットもあるわけです。だから、わざわざ議会報告会を打って、10人、15人の人を集めてやったやったというふうにするのか、とりあえずはこういうところを補強して、意見を聞いて委員会で政策としてまとめ上げていくのか。ちょっと岐路に立つというか、議会報告会も含めて委員会のありようというのは、重ね合

わせてぜひ議論をお願いしたいと。別々じゃないと。私が座長をしている間はしつこくそれを言わせていただくというふうに考えておりますので、一度会派のほうにお持ち帰り願って、委員会の数や仕事のことよりも、12、13と議会報告会の市民からの意見を徴する場というもの、この辺も委員会機能として考えた場合にどんな数の委員会がいいんだろうかということと、どんな仕事をそこで自分たちは今後やっていくんだろうかということとをぜひご議論願いたいというふうに思います。

ですから、さまざまな意見をいただいて結構ですので、次の開催までに一度この案を持って、各会派でご議論を願って、どれかにまとめてくれということは言いませんので、少し意見の集約をお願いしたいと。ただ、私としては3つのうち2つぐらいにはまとめてほしいと。3つではちょっとやりづらいで、3委員会か複数常任委員会か2委員会か、そのうち、どちらかという3つのうちの2つぐらいには、まずまとめてほしいです。3つでまとまりませんでしたという次に移れませんので、でも1個に絞れとは言いませんので、比較論としてここかここかなど。特にうちはここだというふうなまとめ方をしていただくと、少し議論としては進みやすい。どこかカットしていかなきゃいけませんので、2は絶対だめということになれば、3か複数になりますし、複数がだめということになると3か2ですし、3がだめということになると、そこぐらいまでは整理をお願いしたいなというふうに考えます。

どうぞ、西川委員。

○部会員（西川憲行君） ちょっと質問なんですけれども、この3委員会の複数の所属とかあったときに、問題点が2つの委員会に出て、物理的にちょっと難しいとかなったときに、任期を2年とすることも2委員会のほうでは検討されているわけですから、折衷案みたいな形でこっちを2年任期にしたらどうやとかという案でもいいわけですか。

○部会長（竹井道男君） 結構です。

任期のことは、あえて今1年任期が基準になっていますので、1年任期で考えるところになりますよ。ただし、2委員会の場合だと、4日間開催するというのと、あえて2年というふうにした。それは2人会派のところの配分の問題もあって、2人会派ですと常に1委員会は行けないという議論になってくると。2人会派が今認めているんで、そうすると2委員会だと常にクロスできるということもあって、行けない委員会があるから複数委員会にせいというのが多分今の考えだと。3委員会を複数にすれば、行けない人は行けるじゃないか。それではやっぱりいけないんですよ。3つ全部行けないんで、そういうこともあります。任期を延ばしてもらうのは、何もご意見は構いません。

ただ、1つは、この問題は倍の活動が入りますということですよ、複数の場合は。そのことと12、13との関係は、これがなければ多分可能だと思います。ただ、委員会に出て、議論して、終わりましたなら簡単ですが、そこに12、13という課題と、議会報告会を今後やるという前提になると、そのボリュームも入ってくるということになったときに、どういう回し方をすれば一番いいのかという議論もあわせてお願いをしたいと思います。

任期は構いません。2年任期だろうが、4年はちょっとないんで、最低1か2ですわね。というふうに構いませんので、お願いしたいと思います。

どうぞ、西川委員。

○部会員（西川憲行君） あともう1点質問なんですけれども、3委員会で複数にする場合、委員数が11とか12になるわけじゃないですか。これは各正・副委員長も複数の委員会に所属するという

前提だと思うんですけども、例えばこの複数に所属するのは、正・副委員長は所属しないとかというような意見でもいいでしょうか。委員の配属の仕方ですけど。

○部会長（竹井道男君） これはやったことないんでわかりにくいんですけど、多分総務委員会の委員長であっても、例えば産業建設委員会に行きたいという場合は、多分両方の委員長にはなれないだろうから、ただの委員としてそこへ行ってもらおうということです。

別に両方やってもらっても構いません。

そうしないと、委員長はじいっと1委員会かということになるじゃないですか。2つに行きたいわけだから。複数所属というのは、2つに行きたいということが根っこですのでね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 僕が言いたいのは、全員が必ず複数所属をしなければいけないというのが前提ということですね。その確認です。

○部会長（竹井道男君） だから、委員長であっても次の委員会に行くとき委員というケースもあるということです。

ただし、議長だけは所属できないんで、11か12というふうになっていますけど、ちょっと議長は特殊ですのでね。総務委員会しか行けないんで、今、外れている。だから、少しその辺の11、12というところも、議長の入る場所によって常に条例改正が要るかもしれません。委員会条例は定数が決まっていますので。そうすると、全部12にしておいて、議長は所属できないとして、欠1、欠1、欠1という方法をとるとか、それはテクニックの問題ですけど、とりあえず今のまんまなのか、2つに所属をして議論するのか、いっそのこと私は折衷案として2委員会4日制というのは、結局1人の委員会で2回だから複数みたいなもんなんで、それと2人会派の配分の問題も出てきて、それから所管調査やさまざまに12、13の活動を今後ふやさずを得ないだろうと。これが結局、議会が市民から求められる議会が何をしているんだというところにウエートが、議案審査だけしておいても見えないのでね。そういうことも含めると、3つを今並べてみましたので、それぞれご意見を。任期については2年までは可能です。4年というところちょっと無理なんで、1年か2年ということはオーケーです。

それから、複数になったから、実はこの前議運で視察に行ったところは、複数所属のところがありました。ただし、お金の関係があって、視察は1個しか行けないというね。それもうちはだめなんですよね、所管事務調査をやっていますので。きっちり両方行っていただかないと所管調査にならないわけですので。ただ、その議会さんはどちらかしか行けないということは言われていたし、それから2年任期だけど適当に委員はうまく交換していますとかというふうな言い方はしていましたけど、だからそれも入れてわざわざここには2つのテーマに2つの視察が要りますよということは書きました。亀山市はそれをやらないと12、13が動かないわけです。

一度、どんなご意見でも、とりあえず1回これを持ち帰っていただいて、会派の中で矛盾点もいっぱい出ると思いますので、ただ議論はしてほしいと思います。従来型でいいじゃないかと短絡的に考えずに、何かうまく、委員会が18という数字でどうやったら回るんだろうかという問題を一度議論していただきたいなというふうに思います。だから、私もよくわかっていない部分もあります。

森委員、どうぞ。

○部会員（森 美和子君） この資料の7の2枚目のところの広聴広報、政治倫理も4名必要と、こ

の正・副のことを室長はおっしゃったんですけど、広聴広報の委員長は副議長やから、これは3名でいいんじゃないかなと。

それと、私もちょっと視察のあれを聞かせてもらおうかなと思っていたんですけど、今、複数のやつは部会長のほうからありましたけど、3委員会になった場合、人数が少ないということの何か課題みたいなのは部会長も行かれていたので、ちょっと教えていただきたい。

○部会長（竹井道男君） たしか6人のところもありましたが、特段なかったと思います。

というのは、さっき冒頭言いましたように、普通に回す分には6人でも回ると思います。所管調査をやっていませんので。結局亀山市議会は、基本条例をつくったときの議会報告会にとりあえずかわるものとしての第1弾に所管調査を入れた関係があると。それはどこの市議会もやっていなくて、そのかわり議会報告会をやっているらしいです。そこに相当精力を使うという、報告会に精力を使うと。だから、そのところの違いかなという印象を持ちました。

それと、どんな議論をするかですよ、委員会の中で。どの程度の議論をしていくのかという議論。今のままでいいのだろうか。例えば、教民なんかは多分時間が足りないはずですよ。あれだけの幅広い。逆に、私どもの総務なんかだとテーマが少ないので、どうしても長くは持っていけないと。だから、そういうものも含めて、各委員の方もそれぞれ所属されている委員会のことも考えながら、ただこの組み合わせも変えてもいいわけですので、いろんな手法を、一遍皆さんで知恵を出し合っていたらありがたい。あくまでもたたき台ですので、いろんな知恵を出し合っていて、議論していただければありがたいなど。

だから、議会報告会をやると、この12、13のところはなくなりますけど、ただ確認事項として覚えておいてほしいのは、去年かおとしだったか確認していますけど、所管事務調査は議会報告会をスタートしてもやるというふうに一応確認はしていますので、この委員会の中で。私は2つやるということで、これは当初から考えておりましたので、だから議会報告会をやったから所管調査をやらないということにはなりませんので、それはそのときにまた議決してほしいと思います。報告会をやるから所管調査をやめようというふうにもう一遍議決し直してほしいと思う。私としては、所管調査は政策提言、議会報告会は市民との広聴の中で政策に結びつくものがあれば結びつくし、大体行政が回答するのが多いですけど、一度そのところも確認がとれていますので、所管調査も入っているということを前提に議論はお願いをしたいと思います。報告会を開催してもですよ。その確認は一度検討部会でたしか議論があつて、そういう確認をしていますので、前提はそこに置いておいてほしいと思います。

なかなかイメージが湧かないと思いますけど、今の各委員会の運営や状況も頭に入れながら、それから所管調査も幅が広がるだろうという見方も入れながら、ますます委員会の機能としては重要なものになるというところもちょっと考えていただいて。なかなか難しい。

服部副部長、どうぞ。

○副部長（服部孝規君） 2委員会の2年任期というところの、こういう提案をされた背景というのは、12のところの2年任期とすることで所管調査が2年間かけてやれるということが2年任期という提案になったのか、それともこれと関係なく2年任期というのが出てきたのか、この辺の説明をお願いします。

○部会長（竹井道男君） これは所管調査がそろそろ手詰まり感が出てくるんじゃないだろうか。

毎年テーマを考えなきゃいけないという。

そうすると、これは宮崎議長がまだ委員の時代に私のほうに言われて、検証もやる必要ないのかというふうなこともちょっとおっしゃっていて、多分それで議長になったときに検証しなさいというふうな指示が出たんだと思います。ですから、やはり2年ぐらいやって、冒頭で今までのやつをチェックして、一遍整理して、全然投げていませんのでね、理事者のほうには。言いつ放しになっているんで、そういうことも考えれば、2年ぐらいやれば、もっとゆっくりとできるんじゃないか。これ1年でも極端に言えばいいわけですので、ここを1年にしてくるくる変えてもいいんで、ここはあえて所管調査を軸に置くと、2年ぐらあれば各団体との議論も2年間かけてできますので、さまざまなご意見も聴取できるんじゃないかなと。

だから、12、13が随分、重視すると2年任期、それか2委員会ぐらいのほうが数もそこそこ、8人・9人ですので、12人はちょっと多いような気もしないでもないんですけど。なかなかうまくいかない。あそこは複数だからね。あんたのところは1、あそこは2。だからまとまらない。

少なくとも、申しわけないですけど、どちらか2案ぐらいにはしておいてほしいと思います。これだとやられると、なかなかまとまりませんので。

ただ、本当のたたき台ですので、一度皆さんで書き込みをしていただいても結構ですので、こんなことがあるとか、こんなふうにしたらどうだとか、組み合わせも変えたらどうだとか、いろんな案が出るとしますので、一度会派で議論をお願いしたいなというふうに思います。

これ最終的には、ここである程度方向性が出れば、組織ですので、最後は代表者会議の議論でどこか落としどころを探るというふうになるとと思いますので。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 会派に持って帰るということで、ある程度代表者に持っていけば代表者というのは会派の中から出ているので、そこでご意見は余り出やんとは思いますがね。上げてしまえば。

○部会長（竹井道男君） 次の回までに少しいろんなことを頂戴します。それでもう一遍ここで整理して、その整理したもので代表者会議に上げますので、余り今方向性めいた話をするともまずいで、ただまとまりづらい案件でもあります。

ただ、11月1日に、次に議員に出られて、めでたく当選されて、18名が顔をそろえた瞬間、この課題は即解決しないと、多分11月14、15日に議長選がありますけど、その冒頭で委員会条例をつくらないけない。現行のままでしたら、人数だけ変えれば即5・6・6といけます。ただ、それをやってみて、だめなら変えるという。案としては、きっちりと残しておきたいと。それによってコンクリートせずに、考えを。だから、ケースによっては複数だったり2委員会だったり、ボリュームを見ながら自由に動かせるためのネタづくりがこの検討部会のまず議論じゃないかなと。全く議論せずにやりますと、1の案でいいじゃないかということにはならないと。議員から広がりですよね。今後の広がりを考えると、今皆さんで十分議論をしてほしいと。

まとまらなかったら、11月1日に慌ててみんなで決めなきゃいけないと。検討部会も何もありませんので、全員でちょうちょうはっしとやっていただく。会派が即にできればいいですけど、できない場合は数名の会派代表者で決まる可能性もあると。最悪のケースですね。即会派届ですので、2つははっきりしているから、ここはでも代表権がないという問題も整理しないけません。これは議運で

すので。

だから、案外さまざまに難しい。難しく考えればややこしい。でも、たたき台はつくっておくというイメージですので、1案に偏らず、それぞれの案のいいところ、悪いところを一度議論していただいて、そのうち、うちとしてはこれがいいですねみたいなふうにしていただけないですか。これオンリーとやられると議論が広がらないので、3つそれぞれ議論をいただいて、少し意見をまとめてもらいたいと。

よろしいですかね。たたき台自体がちょっと荒いたたき台、何かないと議論できないと思って、こんなのをつくらせていただきましたので。

大分たちましたので、10分ここで休憩させていただきます。

午後2時33分 休憩

午後2時43分 再開

○部会長（竹井道男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどしつこく言いましたが、初めてたたき台を事務局とつくらせてもらいましたので、会派へ持ち帰っていただくと過不足な点多々あると思います。その辺も含めて、いろんなご意見も頂戴できればというふうに思います。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） では、事務局のほうから少し訂正がありましたので、訂正をした書類が改めてお手元に配られましたので、確認をお願いしたいと思います。

それから先ほどの続きですが、あくまでもたたき台ですので、さまざまなお意見をここにくっつけていただいて、さまざますり合わせをしていきたいというふうに考えております。ですから、これありきという議論ではなくて、3つの中をそれぞれ各会派で議論していただいて、いい点悪い点を出していただければありがたいと。

その中から、できれば1個だけは振り落として、うちとしてはこの2つぐらいかなというところまではお願いをしたいというふうに思います。

○副部会長（服部孝規君） これしかないというならしゃあないやろう。

○部会長（竹井道男君） それはいいです。

○副部会長（服部孝規君） 3つを並べてやったけど、適当なんはこれしかないという場合は1つか、結論として持ってくるということは。

○部会長（竹井道男君） 一本に絞っていただいても結構ですし、ただそれで全部出ちゃうと多分折り合いつかなくなる可能性もあるんで、2つあるうち、うちは1番目はこれ。あと2つのうちどっちかというところ。この案はなしと。1個は切り捨ててほしいと思います。その2個のうちの推奨案はこっちだというふうにしていただきます。両方ともということはありませんのでね。こちらが1位で、これが2位、3はなしと。そうせんと3つ、1、2、3とやられると、これまた議論がまとまらないんで。

一度持ち帰って、いろんな意見が出るとお思いますので、その辺も含めて少し整理をお願いしたいと思います。

ちょっと諮らせていただきます。

次の開催日程はまたこの後諮らせていただきますけど、できればそれまでに文書でなくても口頭で

も結構なんで、うちの会派としてはこんなことですよという。ここへ入れるような内容であったり、方向性であったり、うちは1番目がこれで、2番目がこれでとか、この部分はこういうふうなところが課題があるとかというふうな、文書でも口頭でも構いませんので、ちょっと出していただければ事前にこの中へ放り込んでもらおう。それを次は出させていただきます。当日やると、また翌月になって間に合わなくなってくるんで、また後で日は切りますけど、少しそういう作業をお願いできればと思います。事務局のほうへ出していただければ、事務局と私のほうで整理したものを次のときには提出をします。そうすると、一歩早くなりますもんね、議論が。日については、この最後に言わせていただきます。

まとめとしては、各会派で議論をしていただいた内容でここに付け加えたり、それから順番みたいなものについては次回の開会の前までに事務局のほうに報告をいただくということで、お願いをしたいと思います。これは口頭でも文書でもメモ書き程度でも構いません。

森委員、どうぞ。

○部会員（森 美和子君） それは議題の4番だけですよね。2番もと言われていたけど、これはその委員会のときまでということですよ。

○部会長（竹井道男君） はい、4番だけです。特になかなかまとまりづらいものですので、4番の18名のものだけで結構です。

よろしいですかね。じゃあ一応確認で、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

次の5に入らせていただきます。

議会要覧の見直しについてを事務局から報告いたさせます。

渡邊室長。

○議会議務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料9をごらんいただきたいと思います。

市議会先例集ということで、めくっていただきまして、まず市議会の沿革から入っております。

途中ちょっと目次が先に入っておりますけど、目次はその次へまた移しかえたいんですが、その次に議員名簿、それから歴代正・副議長、ここまでの沿革でございます。ですので、その次にこの目次が入ってこなありませんので、とじ間違えで申しわけございません。

沿革で、議員名簿、正・副議長、歴代議長までが沿革の中に入る。次に目次が来まして、以下先例集となっております。

まず項目が来て、参照条文や先例事項が来て、申し合わせ等があれば申し合わせのところの欄に入って、一番右の備考欄につきましては、過去の事例であるとか、規則や規定の抜粋とか、そういったものが右側に上げてあるようになっています。

画面のほうは、これは部会長さんのほうにつくっていただいたんですけども、同じものがホームページビルダーのほうでつくっていただいた形になっています。例えば3番の議案及び動議をクリックしますと、このように全くこれと同じものですけど、スクロールで見られるようになっています。例えばここで、画面で規則95というのは会議規則の95条なんですけれども、会議規則が一番下のところに入っていますので、こちらから会議規則へ飛んで、ここで探せば95条を見ようというふうな、本当はもう少しこれを細かく区切っていくと95条のところへ飛ぶようにもできるんですけど、今ちょっとここまでしかできておりませんが、こういったように、これをデータ化して、例えばタブレットなんかで入れれば、議員の皆さんがタブレットでこういった先例集を見ることが可能にな

ってくるということでございます。

大分先例集の取りまとめに時間がかかっておくれちゃってしまいまして、申しわけございませんでした。一応これでほぼ完成に近いということで、もう一度最終確認はしたいと思っておりますが、最終でき上がりましたら皆さんのほうにお配りをしたいというふうに思っております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） きょうは要覧を持ってきてというふうな案内が行ったと思うんですけど、これが22年11月に今の期の議員に全員お渡しをしたものです。

その前にちょっと古いのがありましたけど、この要覧を新しいものに全部つくり変えるということで、小坂議長時代、24年ぐらいのときにこれの見直しをしてくれということで、代表者会議でも原案が出されました、要覧の見直しというのが。結局そこから、いろいろ事務局も忙しかったんで、ちょっととまっておりましたけど、今回カルテに上げて何とか今期中に整理をするということで、今の原案というか、たたき台としたものがこれです。ですから、これを見ていただくと違いがよくわかると思います。

それから、目次のところでちょっと追加をさせてもらったのが、議会基本条例がせっかくできているんで、1番目のところに議会基本条例というのを入れました。

見出しの一番上に沿革があって、次に基本条例というのを入れさせてもらいました。これが最高規範ですので、基本条例と改革会議と部会と、それから白書という、こういうのを少し入れました。

それから、ずっと下のほうに下がっていくと、全員協議会、代表者会議、会派、これはなかったです。申し合わせに入っている部分が、今回条例化して、協議または調整を行う場と。これは簡単に言えば情報公開して、皆さんに見られますよというふうに正式な会議に位置づけをしましたので、代表者は入っていませんけど。全員協議会は正式な場になりましたので、ここに全協を起こして、さらに代表者会議も我々の一番重要な会議ですので、これも別建てでここへ起こして、それから会派も今回条例できっちり整理しましたので、これも入れました。それから慶弔も、この前坊野議員がお亡くなりになったときの追悼の辞が少し他市の例から見て間違っていました。同じ会派の人が追悼の辞を述べないという。県議会でもそうなっていますし、前打田議長と前伊藤議員のときもたしか違っていたんで、よその例を見て、同期の議員が基本的に、同じ会派の人は述べないと。この前はたしか同じ会派の方が坊野さんの追悼の辞をされましたけど、あれは基本的にやらないということなんで、ここも入れました。

それから、さらに定数、報酬、広聴広報も緊急に入れました。定数もいつからどうなっているというのがわかりづらいんで、これも過去、例の20人のときに11対10で否決されたとか、そういう歴史を知る必要があるかなということで、合併以降の動きを入れました。それから、報酬もいつから変わってないのかというのがわからないんで、この赤はまだ事務局言っていなかったです、日割り計算を入れました、議長と議員の。伊賀の議長さんが1日で一月もらったというのが相当新聞でたたかれて、即議長、副議長も就任した日からの日割り計算。だから、前田議長も日割り計算ですね。議員の方も途中で来ると日割り計算。報酬の日割り計算をちょっと読みますが、これも要るかなと。

それから、広聴広報も今は一生懸命やっただいておりますので、このケーブル、ネット、会派室のパソコンの状況や議会の状況、私たちの覚えですのでこれも入れさせてもらいました。

だから、もっともっとあるんだろうと思っておりますけど、今の気づく範囲の中でこんなものを新たに追記をして、これを持っていけば、虎の巻みたいなものですので、各動きがわかるような仕掛けでつく

らせてもらいました。

これについては、見ていただいてもなかなかこんなもんか、こうなっているんだという程度ですので、これは事務局のほうでさらに精査しながら、毎年毎年新しく加わったものについては入れ込んでいくと。これまで改廃が全くされていなかったんで、22年以降。これでようやく基礎ができましたので、やらせていただこうと。

8月末か9月をめどに、これはもう一遍精査して、各全員の方にお渡しをしたいと思いますので、もうしばらくお待ちを願いたいというふうに思います。

それから、さっきのホームページで見られるのは、紙で渡すのか、行く行くデータの電子化という問題も絡んでくるんで、今回事務局でもタブレットを買うような、今動いてもらっていますので、事務局にタブレットも今度入ってきますので、情報化の中に活用を事務局側も勉強するというふうになっているんで、紙ベースじゃない状況でこれを見ようとすれば、どんな方法があるのかなということ、これは今ネットでつながっていますので、そういうふうな仕掛けもつくってみました、これも一応研究して、何らかの形で紙以外でもどこでも見られるような格好にならないか、少し研究はさせていただこうと思います。これもすぐは無理なんで、少しこの辺も研究して、紙以外でも見られるような格好もやらせていただこうというふうに思います。

ですから、さっきの逐条解説とこれを持っていけば、大体全体の流れはわかるし、これに白書があればほとんど誰でも1人前の議員ということになりますので、先輩議員から言われたらばあっと探して、こうじゃないですかと言えるようなものに今後ますますしていきたいというふうに考えておりますので、先例がこうなっていますというふうなものにしたいと考えております。

一度またご一読願って、こんな項目も入れたほうがいいんじゃないのとかというのがあれば、どうぞお寄せを願いたい。

森委員、どうぞ。

○部会員（森 美和子君） 先例集の2ページ目の備考欄の招集請求の事例というのが書いてあるんですけど、5番です。

この26年8月20日の実行実昭というのは、どういう意味ですか。

（発言する者あり）

○部会員（森 美和子君） 行政実例。

○部会長（竹井道男君） 参考書ですね。事務局の参考本です。

○副部会長（服部孝規君） 実際にあった、昭和26年8月20日に行政の実例としてありましたと。

○部会長（竹井道男君） これは私も招集のときの議員の一人になりましたけど、何人やった、6人か8人が連名で、市長に対して議会を開いてくれというのができます。ただし、開くか開かんかは市長が判断しますが、議会側から開いてくれというときの手続。その議題に選挙も入るということやね。

今は市長が議題を探してきます。専決だとか、補正だとか、条例改正だとか、全くないときがあった。ないもんで、選挙をするということで、議員連名で会議の要求をしました。

○部会員（森 美和子君） 上に書いてある22年の第1回臨時会というところ。

○部会長（竹井道男君） そういうことです。これ8人と書いてある。下が6人かな。17年が8人、22年が6人。その定数を満たして市長のほうに会議の開催の要求を。市長がオーケーすれば臨時会

が開かれると。その手続のことです。だから、全く市長さんから議会に諮る議案がないときは、この方法しか議長選挙はできないということです。そのための手続です。だから、ちょっと読んでみてもわからんところもあるかな。

だから、議案がないときですよ。向こうがやる臨時会は議案がありますけど、議会側の選挙のときだけは何か探してもらわないと。全くないときはこの手続をとるということです。

全員にはまだ配付できないんで。

服部副部長。

○副部長（服部孝規君） 議員名簿のところですが、亡くなられた方の亡くなられた年月日は書いてあるのやけれども、これ全部の人が書いてあるわけやないやね。例えば坊野さんなんかは書いたらへんもんね、これ。

例えば国分修さんなんか、在任特例期間中に亡くなられたわけやないやけれども、これ書いてある。打田儀一さんも、在任特例期間中に亡くなられたんではないけれども書いてある。坊野さんの場合は、在職中に亡くなられておんのやけれども、坊野さんについては何も書いてないんですわ。突然名前が消えておるといふ形になって、この辺がどういう基準で、どういう整理をされたのか。それは統一せなあかん。載せるなら載せるで。

○部長（竹井道男君） 沿革については、22年にお渡ししたものをそのまま使っています。それに追記して、最新版の議員名簿をつくってもらいました。

その段階で、そのルールに関係なく、お亡くなりになった方、やめられた方もいらっしゃいますので、平成20年の2名辞職は例のいろいろあったときの辞職の件ですね。それから、24年は坊野議員が病気でお亡くなりになった。ここは逆に坊野議員で死去やったかな、そうやって入れますかね、ここは。だから、ここが空席になっているんだというふうにできますので、そういうふうにも調整はさせていただきます。ただ、20年はちょっと書けませんので、本当の辞職ですのね。それから、今回の辞職も本当の辞職ですのね、これは書かずに空白にさせていただきます。

じゃあちょっと整理して、別に死去は入れさせてもらってよろしいですかね。そのときにいらっしゃった議員ですのね。

○副部長（服部孝規君） そうやね。

○部長（竹井道男君） じゃあ一応死去に関してだけは整理をして、入れさせていただきます。

でも、国分議員ってこれ違うわな。やめた後やな。

○副部長（服部孝規君） やめた後。

○部長（竹井道男君） 現職でお亡くなりになった方だけ入れさせていただきます。

国分議員はたしか勇退後の死去ですのね。だから、打田議員と辻村議員はいいはず。

（発言する者あり）

○部長（竹井道男君） じゃあもう一度整理をさせていただきます。

在職中にお亡くなりになった方だけ死去ということを入れさせていただきます。だから、打田儀一、国分修両氏については勇退後というか、現職のときじゃありませんので、死去というのは外させていただきます。それから、坊野議員についても追記をさせていただきます。そういうふうな整理を。

それから、別の理由でおやめになった方は空白ということにさせていただきます。一旦それでここについては書き直しをさせていただきます。

それから、歴代の議長・副議長の坊野副議長のところも死去による交代ですので、これも何らかの形で入れさせていただきます。

また、読んでいただいております点がございましたら、事務局のほうへ申し出てください。ようやくこれできましたので、もう一遍ゆっくり見直しをしながらやらさせていただきます。要覧については、またきちっと整理したものを全員に配付できるようにさせていただきますので、お願いをします。

それから、次に入らせていただきます。

6番目の基本理念の抽出、これは冒頭でまず協働の理念を先に整理したもので、本当にやりたかった理念の抽出ができておりませんので、カルテをつくりましたので、また事務局のほうから報告をいたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） 先ほど、前回の第21回の検討部会の確認事項の中で、若干お話しさせていただきました。

検討課題34ということで、基本条例の理念の抽出ということで、将来の自治基本条例の制定に向けてということでカルテを起こしておりますけれども、株式会社ぎょうせいのほうに理念の抽出を委託した中で、まずは協働という言葉がたくさん出てきておって、協働がちょっと整理が必要であるという意見をいただいて、まずは協働の定義をまとめるということで、34のカルテのほうはそのように整理をいたしました。ですので、今後、将来の自治基本条例の制定に向けての理念の抽出が残ったままになっておりますので、改めて検討課題39番ということで、お手元に資料10番で配付をさせていただきます。

引き続き、これにつきましては、スケジュールとしてはまだ今後の話になってまいりますけれども、自治基本条例を制定するときの理念の抽出ということで、今後、部会のほうで検討いただくということになるかと思っております。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） もともと自治基本条例とかがあったときに、もう少し今のまちづくり基本条例の議会の記述だけでは、余り深く書かないということで整理がされていますので、もしきっちり書いた場合にどうなるんだろうかということで調査を行いました。協働のほうを先に向こうのほうに片づけてしまいましたので、改めて、もし将来自治基本条例の制定に向けて議会あたりが動かなかないというときがあれば、このカルテ39を使って基本理念の抽出をお願いすると。

ですから、お渡ししたスケジュールの裏側に何も入っていません。本当に恣意で、随時いつでも好きなときという位置づけになっておりますので、頭の隅にまだ課題が残っているという程度でこれについては整理をさせていただこうというふうに考えております。ですから、すぐにやるとか、いついつまでにやるというふうなものではないカルテにさせていただきました。

最初のカルテからちょっと違う方向に行きましたので、新たにつくり直してカルテとして起こしたということですので、お願いをしたいと思います。

それから、次に7番目に、本会議と委員会のライブ中継について議題とさせていただきます。これも事務局のほうから説明いたさせます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） では、お手元のカルテ、資料11をごらんいただきたいと思います。本会議と委員会のライブ中継の検討ということで、現在準備を進めております。

まず、今月中に議場の中に光ケーブルを引き込む工事を予定しております。あと、8月にライブ配信、これにつきましては既に録画配信を契約しております神戸総合速記のほうに引き続きライブ配信のほうの委託契約を締結する予定でございます。運用開始は9月定例会の開会日からということで、8月28日を予定しております。

議会のホームページの画面のインターネット配信の画面ですけど、今としては録画配信しかございませんが、ここにライブ、生放送のボタンが1つついて、生放送でインターネットで見られるということでございます。

これは本会議だけではなく、委員会につきましては、従来から予算決算委員会は録画配信しておりますので、これも生放送でライブ中継をすると。予算決算委員会の審査も生放送をやるということになります。

それから、これにあわせて、現在はこの画面、これは竹井部会長の画面、この再生ボタンですね。スマートフォンやタブレットではこの画面までは行きますけれども、再生しても見ることができないという状態になっています。システムのほうを修正しまして、タブレットやスマートフォンでも再生できるように、これも同じ8月28日から運用開始したいというふうに思っています。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 本会議と委員会のライブ中継の検討ということで、通常、これまではケーブルテレビでしか生中継はしておりませんでした。当初からインターネット中継もいろいろ議論をしておりましたけど、あの当時ではインターネットとケーブルと両方使って生中継しておるところはほとんどなくて、どちらかです。

それから、桑名が、ケーブルの費用が非常に高いということでインターネットに変わっているんですけど、これも相当な費用をかけていますけど、今回の亀山のやつは100万ぐらいで予算を組んでやっておりますので、安価にパソコン側とスマホ、タブレット側と両方に生中継と録画といけるようになります。ですから、外におる人はスマホで見れば本会議でしゃべっていることが手に取るようにわかるような時代になった。そこまで一歩進めよう。だから、多様な機器で議会の会議を見ていただくというふうな。

それから、もう1つ、予算審査と決算審査は今ロビーまでは生中継で引っ張りました。これも将来はケーブルというふうには考えている。これはいろいろ支障がまだあるものですから、ケーブルに関しては、その前にまずネットで崩してしまおうということで、インターネットでこれもパソコンとスマホ、タブレットには今度の決算委員会ですね、生で流れていきますので、これも一歩前に進んだかなという印象。

ここには委員会と書いてありますが、将来的にはこの検討部会もライブにしていくと。常任委員会もですね。そこまで行く予定では、事務局とは議論し、ただ、どのタイミングで行くかというのが、ここもつくり変えなきゃいけませんので、それができるような。すぐには無理でしょうけど、行く行くは委員会のほうも、今は議運も含めて相当公開していますので、当然こういう会議だって公開していいわけですので、そういう部分も含めていよいよ全員が常に瞬間的に全世界にさらされているという時代が行く行くはやってくるということで、その第1弾として取り組みをさせていただきます。ぜひまたいろんな方に始まるよというふうに言っていただければ。

着々と今事務局で準備を進めておりますので、ある程度整いましたらまた報告はさせていただきます。

と思います。よろしくお願いをしたいと思います。まだこうやって見る形はまだできてないもんな。その辺ができれば、またタブレットで見たり、これで見たりというふうなこともさせていただこうと思います。

ですから、決算審査はライブで流れますのでね、今度。ぜひその辺も、委員の方には通告忘れのないようによろしくお願いをしたいと思います。

じゃあライブ中継については、とりあえず第1弾ということで、第2弾は全ての委員会が中継に行くというのが第2弾になってきますので、これはもっと先の話ですけど、その第1弾としてやらせていただくことになりましたので、よろしく。

一応議題は全部終わりましたが、全体を通して確認をされて、ちょっときょうはボリュームが多くて申しわけないですけど、7、8月で一気にやらないと終わりませんので、大分ボリュームも多くなりましたが、よろしいですかね。大体会派で検討してもらうものがほとんどです。

最後に、参考資料としてお手元に3点ほど、私のほうからやらせていただきます。

1つは、前回お渡しして説明しなかった、人が集まらない議会報告会に関心を持ってもらうにはどうのを前回お渡しして説明をしなかったんですけど、やっぱり意見交換のターゲットを絞るとか、いろいろ方法を変えなければ、なかなか意見交換になりづらいようなことも書いてありましたので、参考程度に、もしやる場合にはこういうものも一つの方法論として要るのかなということが1つです。

それからあと2点ほど、1つはこっちのA4のほうですね。このA4のやつが早稲田大学のマニフェスト研究会が2013年度の調査として、全国の改革度調査を2年に1回やっております。今回、亀山市は55か。前回の59から55へ、ここは上がりました。

ただ、これはたしか町も入って、県も入っていますので、相当の数ですよ、全体は。全県だから、その中の55位ぐらいのところにいるという。

それから、もう1つ、A3のほうは日経グローバルが調査した、これも4年ぶりぐらいにやってきました。亀山市が実は順位が下がっていて、前回は100位から今度110位に下がりました。この背景は、多分よそがどんどん進んできているのと、最大のネックであります住民参加度というのが、議会報告会をやっていないということになっていますので、「こんにちは！市議会です」を流して、所管事務調査で市民と懇談をしても、それは議会報告会の扱いにならないもんですから、その部分の点数がぐっと落ちてくるんで、どうしても住民参加というところの偏差値が上がってないんだと思います。

それから、公開度は一番低いですよ。61、63、48、66ですから。これが多分、何でも極端にいいんで、議会報告会をやりましたということにしてしまえば、多分これも一気にあと10ポイントぐらい上がるんで、上がってくると。

だから、ここは単純に何か機械的にどうも計算されているみたいなんで、違う形でこんな改革会議を持っているなんていうのはどこにもここには載っていませんので、会議運営の評価なんかどこも多分ないはずですので、そういう意味からいくと、両方を見ても100位から50位の間ぐらいには、全国の中には入っているというふうなところ。また、これも一つ、議会改革度としては参考にしていただければありがたいと思います。

三重県は多分四日市さんが1位ですので、私たちよりは質が違うのかもしれませんが。松阪が21位で、鳥羽が7位ですから、遜色ないと思っていますけど、何か違いがあるのかな。行く行くは、この

弱い点をカルテに載せて、1つずつ解決していけば、ただ順番狙いということだと、それをやればいいわけですよ。全国学力テストじゃありませんけど、余りウイークポイントだけ責めても、学力だけ上がってもまずいで、議会の質や議員の質や、それから議論の質というものも重要ですので、改革度だけでははかれませんから、ゆっくりと頑張っって取り組みを進めていかなければならないというふうに感じました。

それから、最後に次の開催が、私のほうから月末でお願いしたいなというふうを考えておまして、一応3日ぐらい当てておまして、25、28日の午後、それから30日はどちらでも。28日は午前中に総務委員会の懇談会が入っていますので、25日か……。

(発言する者あり)

○部会長（竹井道男君） 視察、じゃあ30日は外しですね。じゃあ25か28日の午後ぐらいで。

その前が、たしか教民の視察が23、24日に入っているんで、だから25日しかとれなくて、その前というところが間に合わないと思いますので、皆さんのほうの議論もしていただかなあきませんので、23はこちらの資料がまとまらないんで、25か28日の午後ぐらいかというイメージを持っていたんですけど。

(日程調整)

○部会長（竹井道男君） 25日の午前中とすれば、できれば教民の視察も入っていますから、さっきの18人の委員会のご意見を22日ぐらいに出していただければ、23、24日で整理できますもんで、22日の日までに委員会のいろんな各会派のご意見をまとめたものを事務局のほうに、22日ですね。委員会の運営のところ。7月22日までに各会派のご意見を事務局へ、25日の10時から次回を開催するという確認をさせていただきます。

大分きょうは長い時間お願いしましたが、次は7月25日金曜日の10時から第23回を開催させていただきます。

特に委員長の責務、議長の責務、それから18人で運営する委員会の数、この2つだと思いますね。その段階ではアンケートの時期も明確になりますので、今の予定よりはちょっと早くなるかもしれませんが、それだけです。

25日の10時と、22日中に会派の意見があればまとめて出していただくということです。

じゃあ長い時間になって申しわけありませんでしたが、少し前回の確認と今回の確認と、相当ボリュームがありますけど、もう8合目ぐらいまで、ほぼこれで片づいてきますので、カルテのAランク、Bランクに近いものはほぼ確認ができてきますので、ぜひ会派の方にも熱心にご議論していただくように、みんなでもとまる方向でうまいことご議論をお願いできればというふうに思います。

以上でちょうど2時間半、長時間になりましたが、検討部会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後3時25分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 26 年 7 月 2 日

議会改革推進会議検討部会長 竹 井 道 男